

議第47号

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部を改正する
条例

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例（平成14年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中「28,900」を「30,900」に、「33,600」を「35,900」に、「40,900」を「43,700」に、「41,800」を「44,700」に、「50,900」を「54,400」に、「36,500」を「39,000」に、「41,600」を「44,500」に、「31,200」を「33,400」に、「47,300」を「50,600」に、「35,200」を「37,600」に、「41,400」を「44,300」に、「35,300」を「37,800」に、「51,600」を「55,200」に、「37,300」を「39,900」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。